

(一関市健康の森条例の一部改正)

改正前									改正後												
別表（第7条関係）									別表（第7条関係）												
(単位：円)									(単位：円)												
施設	利用区分			施設の使用料					高 校 生 、 大 学 生	一 般	施設	利用区分			施設の使用料					高 校 生 、 大 学 生	一 般
				小学生、中学生		学 校 行 事 と し て 利 用 す る 場 合	小学生、中学生								学 校 行 事 と し て 利 用 す る 場 合	小学生、中学生					
				学 校 行 事 と し て 利 用 す る 場 合	左記以外		学 校 行 事 と し て 利 用 す る 場 合	左記以外													
					小学 生			中学 生								小学 生	中学 生				
セ ミ ナ ー ハ ウ ス	基 本 利 用	宿 泊 利 用	1泊につ き1人ご と	150	1,550	1,700	2,500	3,200	セ ミ ナ ー ハ ウ ス	基 本 利 用	宿 泊 利 用	1泊につ き1人ご と	150	1,550	1,700	2,500	3,200				
		日 帰 利 用	1日につ き1人ご と	無料	75	150	300	日 帰 利 用			1日につ き1人ご と	無料	75	150	300						
	研 修 室 貸 切 利 用	研 修 室 、 和 室 研 修 室  (100m <sup>2</sup> 未 満)	1時 間 に つ き						100	研 修 室 貸 切 利 用	研 修 室 貸 切 利 用	研 修 室	1時 間 に つ き						200		
		視 聴 覚 室 、 創 間	1時 間 に						200			視 聴 覚 室 、 創 間	1時 間 に						300		

	作室、 和室研 修室 (100m <sup>2</sup> 以上)	つき	
体 育 館 利 用	貸切利 用	1時 間 に つ き	500
	区分利 用	1時 間 に つ き	250
多 目 的 グ ラ ウ ン ド	貸切 利用	1時間につ き	500
	区分 利用	1時間につ き1区分ご と	250
キ ャ ン プ 場	1日につき1人ごと		100

備考

1・2 [略]

	作室、 和室研 修室	つき	
体 育 館 利 用	1時間につき		600
多 目 的 グ ラ ウ ン ド	1時間につき		200
キ ャ ン プ 場	1日につき1人ごと		100

備考

1・2 [略]

3 室等を二分して利用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

3・4 [略]

4・5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。